

◇泊原発3号機再稼働に関連して

1点目の北海道新聞のアンケートで再稼働反対意思を示していたが、今でもその立場を堅持しているのか?とのご質問にお答えします。

基本的に原発の安全性について懸念を持っていて、出来れば原発は近くに存在してほしくないという点については今も変わりありません。当時アンケート調査にも具体的に書きましたが、原子力規制委員会の審査が終了していない段階で、再稼働の有無を問われましたので、「現段階で再稼働は反対である。」とアンケートに書きました。

ただ、7月30日原子力規制委員会が原子炉設置変更許可をした現在においては、許可が出た以上安全性に懸念はあるものの、エネルギーの安定供給や電気料金の高騰などを抑える現実的な対応として容認せざるおえないと考えており、アンケートに例えるならば△とする立場に立っています。

2点目の村長はなぜアンケートで同意範囲の拡大を求めなかったのか?という質問についてお答えします。

広域自治体である北海道が意見を取りまとめて知事が判断をすることが望ましく、敢えて周辺4町村以外に個別自治体に同意義務化の縛りを付ける必要が無いと考えたからです。

私としては、意見を伝える公式の場があれば結果の有無は別として、赤井川村の意思は伝えられると考えています。

最後にご質問にはありませんが、私が原発の安全性に懸念を持っている以上、近隣に新たな原子力発電所の設置については反対の考えを持っていますし、核廃棄物処分場の誘致などは全く考えていない事をお伝えし、答弁とさせていただきます。

◇道の駅あかいがわの設備やシステム更新について

1点目の利用者・従事者の声の把握と設備更新の必要性について

利用者の声や従事者の要望については、都度、受けているところでありますが、お客様からの声は指定管理者通して受けております。

内容については、施設内の暑さ対策、キャッシュレス化、老朽化による施設や設備の更新というものです。

要望内容によっては、大規模な改修、それに伴う財源の確保が必要であることから見積書の提出依頼など行い検討を行っております。

老朽化による修繕については予算状況を鑑みながら進めております。今後財源確保を念頭に、指定管理者と協議のうえ随時対応したいと考えています。

2点目の交流館内のエアコン設置について

利用者の声や指定管理者からエアコンの設置についての要望を受けて設置費の見積を徴収した経緯があります。

本館の広いスペースの冷房環境を整えるには、天井側に大型のエアコン4台の設置が必要とのことであり、機器代金、設置工事費及び電気工事費用合わせて13,200千円と高額で大規模な工事となることから、早々に実施できるものではありませんでした。

近年の温暖化の影響も踏まえ、利用者の利便性、従業員の職場環境整備の観点から、安価に実施できる方法、活用可能な補助事業の模索、設置後のランニングコストも視野に可能性を追求したいと思っております。

3点目のレジシステムのキャッシュレス化について

レジシステムのキャッシュレス決済が出来ないことにより、買い物をお止めになられる方がおり、特に外国人の利用客が多いと認識しております。

指定管理者とキャッシュレス決済の導入に向けて協議を進めておりましたが、本館と直売所のレジシステムの統一化や本館と直売所の機能を一つにするなど様々な要望があることから、指定管理者の要望も考慮しつつ、道の駅全体の運営方法をしっかりと検討した上で各種システムの更新、新規導入を検討したいと考えています。

4点目の直売所レジ不具合への対応について

現在、故障の為一台のノートパソコンにて対応をしているところであり、こちらについてもレジシステムの統一化を検討する上で無駄な経費を掛けないようにと修繕を保留としていた経過がありますが、レジシステム統一化の実現には、時間を要することから早急に修繕を行います。

5点目の施設のメンテナンスについて

公共施設においては、老朽化に伴い施設の不具合が生じた場合、軽微なものについては、都度、補修を行い管理しておりますが、大規模な修繕が必要な場合、公共施設適正管理事業債や脱炭素整備事業債などを活用して適切な修繕時期を見極め実施しするよう考えております。

6点目の農産物販売手数料の見直しについて

指定管理者より売上額の減少や物価高騰より経営困難であることから手数料率を増やす旨の通知が生産者協議会になされ、指定管理者と生産者協議会役員との協議を行い、現状の手数料では困難であるとの結論に至りました。

今後も村の農畜産物や加工品などの直接販売によって、地域経済の活性化と地域農業の持続に繋げられることを念頭に、指定管理者、生産者、双方の立場、状況を鑑み安定した直売所の運営ができるよう今後協議する場の設定をしたいと考えます。

7点目の令和8年度からの指定管理者選定に関する募集要項について

令和8年度からの指定管理選定に関しては、9月末までに募集要項等をお示しするよう事務を取り進めております。

前回と比べて時期が後となっていることについては、今年度、実施予定している別施設の指定管理選定を同時期に合わせて、指定管理候補者の議会提案時期の統一を考えての時期設定としました。

募集に対しての変更点については、これまでの運営実績における課題等の整理を考えておりますが、これから募集要項を示し指定管理者の公募を行うことから現段階での詳細な変更点についての答弁はお控えさせていただきます。

◇クマと共存する地域づくりのために

1点目のハンターの育成・確保、また、持続可能な活動の為に、どのような待遇や体制整備が必要か。現状の待遇や取り組みも含め紹介願いたいとの質問ですが、

まず、村のハンター育成・確保についてですが、「狩猟免許等取得者人材育成補助事業」を実施しており、免許等の新規取得や更新に対して、費用の8割を補助しています。また、令和6年度からOJT（※実地訓練）研修制度による熟練ハンターから若手ハンターへの指導をできることとなりましたので、金銭面・技術面でも体制を整えるよう猟友会の方達と相談しながら、実効性が向上するよう取り進めています。

加えて、近年では、熟練ハンターによる勧誘活動や農業被害への危機感から新規ハンターも確保できるようになっており、今後も新規ハンターの技術力向上を進めたいと考えています。

また、待遇というご質問ですが、お手元に配布しました資料に昨年の実績と捕獲補助金と報酬の単価を掲載しましたのでご確認ください。

2点目の捕獲後の残差処理についてのご質問ですが

捕獲鳥獣の残渣については、現在、微生物による分解処理を利用した、バイオ処分の試験を字赤井川にて実施しております。試験地において、ヒグマの痕跡は発見されておられません。

捕獲鳥獣の残渣の不適切な処理の例として、山林内や河川敷で捕獲したシカをその場に放置することが挙げられます。

赤井川村では、有害鳥獣の捕獲確認を担当職員が原則現地にて実施しておりますので、有害捕獲では、そういった事例は起こりえないと考えています。

但し一般の狩猟活動においては、捕獲報告が村に来ないため、放置されると状況が掴めない場合もあり、そのような事案が発生することが無いよう猟友会と協力のうえ注意喚起しています。

3点目の緊急猟銃制度開始に伴う、村の体制整備についての質問ですが

余市警察署管内での緊急猟銃制度の運用に係わる訓練に参加したところではありますが、この後、北海道主催の制度・運用の講習、説明会が開催されるので、その後、緊急銃猟マニュアルの作成を進めなければならないと考えて

います。

4点目のゾーニング管理についての質問ですが、緊急銃猟マニュアルと合わせ、ゾーニング管理による、区域毎のヒグマ対応を検討する必要があると考えています。

最後に、森林整備についてのご質問ですが、

国有林、民有林の分け隔てなく、森づくりを進める事の重要性は認識しています。但し、これらは長期的な視点をもって取り組む森づくり活動だと考えていますので、村は、令和5年度より村有林の間伐事業を順次実施しており、村有林の育成を行っています。また、皆伐等の際には、広葉樹の苗を優先的にし、混植も含め植樹する計画であります。まずは出来るところからという考えのもと、引き続き、森林管理局や道の森林室、ようてい森林組合の助言も貰いながら森林の整備を進めます。